

災害救助法適用地域居住世帯の方へ

被災地の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

<学生生活について>

京都産業大学では、災害にかかる災害救助法適用地域に在住する学費支弁者が被災した在学生に対し、経済的支援を図るため、申し出により被災状況に応じ、半期授業料を上限に奨学金を給付します。なお、本奨学金の選考は、被害規模を考慮し、書類および面接審査のうえ、給付額等を決定します。出願方法および選考等については、学生支援センターまでご連絡ください。

1. 対象者

以下の災害救助法適用地域に在住する在学生（学部・大学院）が対象です。

災害救助法適用地域については、内閣府のウェブサイトをご覧ください

内閣府 災害救助法の適用状況(http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

《現在受付中のもの》【2026年3月26日更新】

《令和7年度》

- ・トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害（令和7年7月3日付）
- ・令和7年台風第8号に伴う災害にかかる災害（令和7年7月28日付）
- ・令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害【第3報】（令和7年7月30日付）
- ・令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害【第9報】（令和7年8月14日付）
- ・令和7年8月20日からの大雨にかかる災害（令和7年8月20日付）
- ・令和7年台風第12号に伴う災害に係る災害（令和7年8月28日付）
- ・令和7年9月2日からの大雨にかかる災害（令和7年9月2日付）
- ・令和7年台風第15号等に伴う災害（令和7年9月5日付）
- ・令和7年9月12日からの大雨に伴う災害（令和7年9月13日付）
- ・令和7年台風第22号に伴う災害（令和7年10月8日付）
- ・令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害（令和7年11月19日付）
- ・令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害（令和7年12月9日付）
- ・令和8年1月21日からの大雪による災害【第2報】（令和8年1月30日付）

2. 給付内容

当該学部及び当該研究科の授業料を対象として、

- | | | |
|-----------------------|---|--------------|
| (1) 学費支弁者の死亡、家屋の全壊・流失 | ： | 半期授業料の全額を給付 |
| (2) 家屋の半壊 | ： | 半期授業料の75%を給付 |
| (3) 家屋の床上浸水 | ： | 半期授業料の50%を給付 |

（「京都産業大学災害給付奨学金規程」より抜粋）

3. 日本学生支援機構奨学金

随時、日本学生支援機構の給付奨学金（家計急変採用）及び貸与奨学金（緊急・応急採用）の申し込みを受け付けています。

※日本学生支援機構の緊急・応急採用では、適用地域の準用（近隣の地域で同等の被害に遭った・勤務先が被災した等）もあります。

[奨学金に関するお問い合わせ先]

学生支援センター 電話 075-705-1433

[修学に関するお問い合わせ先]

所属する各学部事務室へお問い合わせください

経済学部 電話 075-705-1452

経営学部 電話 075-705-1454

法学部 電話 075-705-1458

現代社会学部 電話 075-705-1724

国際関係学部 電話 075-705-3231

外国語学部 電話 075-705-1461

文化学部 電話 075-705-1941

理学部 電話 075-705-1463

情報理工学部 電話 075-705-1989

生命科学部 電話 075-705-1466